

アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための

日仏計画の実施に関する付属資料

目標1. アフリカの持続可能な開発のために協力する(持続可能な都市に関する協力を含む)

- ・ コートジボワールにおいて:日仏両国は、アビジャン市が、アフリカの持続可能な都市に関する日仏協力のパイロット都市となることを確認する。この共同アプローチはコートジボワール国家開発計画の目標達成に貢献することが想定され、日本政府及びフランス政府は、それぞれのマスタープランに基づく協力の枠を決定する。共同プロジェクトの枠組みで、JICA は運輸・交通、AFD は都市開発すなわち水、衛生、廃棄物処理及びエネルギーの協力を中心に実施していくこととなろうが、各機関による協力はこれら分野に限定されるものではない。
- ・ 両国は、アビジャンにおける取組の進展を考慮しつつ、他のアフリカの都市に協力を可能な限り早期に多様化することを検討する。
- ・ 両国は、アジアにおける協調の実績を基礎に、アフリカでの食料安全保障分野で共同でのプロジェクト実施に努める。西アフリカでは、JICA と AFD との協働により、現在セネガル川流域で稲作振興のための協力が進められており、この協力はアフリカの他の国の範として役立ち得る。
- ・ 自然災害のリスク管理分野での(技術的又は財政的性格の)日仏協力は、フランスが気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において提案する気候リスクに関する早期警報システム(CREWS)を通じて発展し得る。CREWS の目的は、各国における気候変動リスクの早期警報システム能力を著しく高めることにあり、これはアフリカの多数の国が含まれる後発開発途上国(LDC)及び小島嶼開発途上国(SIDS)にとって危険な気象・水象災害のリスクに関する早期警報を発生し、伝達するためのものである。

上記提案のパートナーシップは全て、プロジェクト実施機関である JICA 及び AFD が、両者の行動原則を尊重することを条件としている点に留意する。

目標2. アフリカでの保健分野の協力を強化する

- ・ アフリカの感染症研究の分野の日仏協力については、日本の研究機関と共に共同研究活動を行うべく、パリのパスツール研究所、アフリカのパスツール研究所ネットワーク及び日本の研究機関がパートナーシップを結ぶことにより、強化され得る。在日フランス大使館は新しい協力に着手するため、特に顧みられない熱帯病及び感染症の疫学に関する研究分野で、日本人研究者によるアフリカのパスツール研究所での一つ又は複数の予備業務を支援する。そして日本医療研究開発機構(AMED)及び JICA は、国際協力研究計画の一環として新しい協力を支援し得る。
- ・ エボラ・ウイルスとの闘いのためギニアにおける臨床試験の枠組みで使用された抗ウイルス薬ファビピラビルに関するフランス国立保健医療研究所(INSERM)と日本のパートナーとの研究協力が継続されることで、エボラ出血熱との闘いにおける日仏協力は強化され得る。INSERM と聖路加国際大学との間で、エボラ治療のための協力が実施された(9月18日に新たな取決めが署名された)。さらにフランスは、多様な研修活動やエボラとの闘いのためのハイレベルでの助言を実施し、若い軍医のための授業に関する新規プロジェクトを支援する。こうしたプロジェクトに、日本は、教育機材や設備の供与及びそのための資金援助で協働し得る。

目標3. アフリカ大陸での安全強化に共同で取り組む

- ・ アフリカの平和維持能力の強化。アフリカの地域訓練センターに対する日本及びフランスの更なる支援が検討し得る：
 - ・ PKO 訓練センター支援のための機材供与及び指導員派遣
 - ・ バマコの平和維持学校における理事会への参加
 - ・ ジブチの地域訓練センター(DRTC)への支援及び同センターを活用した訓練プログラムの実施
- ・ ギニア湾の海上安全保障：
 - ・ ギニア湾の海上安全保障に関する様々な行政枠に対応する教育を実施するため、地域間海上保安高等教育機関(ISMI)が2015年9月にアビジャンに設立された。フランスは、ギニア湾の海上安全保障改革支援(ASECMAR)計画及び派遣員2名の配置を通じて、同機関を支援している。ISMIは、日本から既に支援を受けているアビジャンの域内海洋科学技術学校(ARSTM)内に組み込まれている。日本が拠出している国際海事機関(IMO)の「中・西部アフリカ海上安全信託基金」による、アビジャンのISMIに対する支援も検討され得る。
 - ・ 日本の支持と同意の下、2016年から2017年までのG7++ギニア湾フレンズ・グループの議長国が今後特定される。G7++ギニア湾フレンズ・グループの枠組みにおいて、ギニア湾における海洋安全保障に関する枠組みの強化への日本の積極的な参加が期待され得る。
- ・ 警察・司法能力強化：
 - ・ 日仏両国は、サヘル地域の治安改善に向け、セネガル、チャド、ナイジェリア、マリ、ニジェール、ブルキナファソ及びモーリタニアといったサヘル地域各国における国境管理能力も含めた警察・司法分野の能力強化に協働して取り組む。
 - ・ 日本のニジェールに対する「コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画」は、ニジェールの各治安維持機関及び関連機関の通信手段を整備することにより、フランスによる助言及び訓練活動及びサヘル地域テロ・組織犯罪対処能力構築ミッション(EUCAP Sahel Niger)の活動とも連携している。
 - ・ 仏語圏アフリカ8か国を対象とした国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)及びJICAによる「仏語圏アフリカ刑事司法研修」が、コートジボワールの司法官等養成校(INFJ)と共に、テロ、組織犯罪及び越境犯罪を含む犯罪行為に対する捜査・訴追・処罰などについて司法官などの能力強化を目的として実施される。本研修に関して、仏は研修講師の派遣に協力するなどしている。
 - ・ サヘル国境地帯の統合管理:サヘル越境協力援助プログラム(ACTS)への日本の参加が検討され得る。国連及びパートナー諸国が支持しているこの試験的プロジェクトは、ブルキナファソ、ニジェール及びマリ間の国境地帯を対象とし、治安及び司法の様々な関係者間の協力強化及び地方自治体への支援による地域的発展の推進によって、サハラ・サヘル地域の治安問題(テロリズム、密売及び組織犯罪)への対処を図るものである。またフランス側も、日本側から提案のあったように、マリ、ブルキナファソ及びニジェールにおける警察・司法分野での能力強化に関する日本のプロジェクトに参加する可能性を検討し得る。